

次世代法に基づく一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和元年 7月 1日～令和 5年 6月 30日までの5年間

2. 内容

目標1：男性の育児休業の促進

＜対策＞

- 令和元年7月～ 育児休業制度等の社内情報提供（パンフレット）を促進し、男性社員も含めて制度が利用しやすい環境づくりを推進し、仕事と育児の両立を支援する制度についての理解を得る。
- 令和元年8月～ 育児休業の取得希望者を対象とした講習会の実施。



トオーツウ